

売 買 契 約 書 (案)

甲 あいの風とやま鉄道株式会社

乙

売買契約書

工事発生品の売却について売主あいの風とやま鉄道株式会社（以下、「甲」という。）と買主〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下、「乙」という。）とは、次の条項により契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、別紙契約内訳書（以下、「別紙」という。）記載の引渡期限までに、別紙記載の財産（以下、「譲渡財産」という。）を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

（譲渡財産）

第2条 甲から乙へ譲渡する譲渡財産の細目については別紙記載のとおりとする。

（譲渡価額及び支払等）

第3条 譲渡財産の想定価額は、別紙記載のとおりとする。

- 2 譲渡財産の確定売却価格は、乙への引渡し時に計量法(平成四年法律第五十一号)第19条で定められた定期検査に合格した測定器を使用し、測定した譲渡財産重量を競争入札にて確定した譲渡財産ごとの売却費に乗じて、確定売却価格を決定するものとする。
- 2 乙は、譲渡財産の引渡し完了後、甲の指定する期日までに、甲の発行する請求書により、別紙記載の契約代金を甲の指定する銀行口座に振込または現金で払い込むものとする。

（所有権の移転、引渡引取、引渡し場所）

- 第4条** 甲は、乙に対し引渡期限までに、譲渡財産を現状有姿で引き渡すものとする。譲渡財産の所有権は、甲が、乙に引渡した時点（以下、「引渡引取日」という。）をもって、甲から乙に移転するものとする。
- 2 乙は引渡引取日に現品を引取り、引取った後すみやかに受領書を甲に発行するものとする。
 - 3 現品の引渡しは、乙が発行する受領書を甲が受領したときをもって完了するものとする。
 - 4 引渡し場所は、甲の管理する滑川駅構内資材置場とする。
 - 5 甲が引渡し時期及び引渡し場所を変更しなければならない事由が生じたときは、速やかに乙に書面により通知しなければならない。
 - 6 乙が事前の書面による通知なしに引渡引取日に譲渡財産を現実に引き取らなかった場合、甲は譲渡財産を処分することができる。
 - 7 前項において、甲が新たに支出した費用がある場合は、甲は乙に対し当該費用を請求できる。

(費用負担及び危険負担)

第6条 譲渡財産の引渡し後に発生する譲渡財産の維持管理は、すべて乙が自らの責任と費用負担において行うものとする。

- 2 譲渡財産の滅失・毀損等の損害は、引渡し後は乙が負担するものとする。
- 3 譲渡に際して、別途本契約に定める以外の手続きが必要と認められる場合には、甲乙で協議するものとする。
- 4 前項の手続きに要する費用は乙の負担とする。

(守秘義務)

第7条 乙は、本契約に関連して知り得た一切の情報について、第三者に開示又は漏洩してはならない。

(善管注意義務)

第8条 甲は、本契約締結後、引渡引取日まで善良な管理者の注意をもって譲渡財産の運営管理を行い、譲渡財産に重大な変更を加えようとする場合は、あらかじめ乙と協議のうえこれを行う。

(事情変更時の取扱い)

第9条 本契約締結後、引渡引取日までの間において、天災地変その他甲乙いずれの責にも帰さない事由により、譲渡財産に重大な変動を生じた場合又は本契約の目的の達成が困難になった場合は、甲乙協議のうえ本契約の譲渡条件の変更または本契約の解除をすることができる。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、乙に対して譲渡財産に関する一切の契約不適合責任を負わないものとする。

(反社会的勢力でないことの確認)

第11条 甲及び乙(法人である場合には役職員、自己の代理人もしくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む。)は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの(以下、総称して「反社会的勢力」という。)でないことを確認する。

2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一に該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約及び本契約に関わる相手方との全ての契約(以下、「本契約等」という。)を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲及び乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約等を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 甲及び乙は、本条により本契約等を解除した場合、相手方に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わないことを確認する。また、本契約等を解除した場合、これにより解除者が被った損害の賠償請求を相手方に行うことができる。

(協議事項等)

第13条 前各条に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本契約締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自一通を保有する。

2024年 月 日

甲 富山県富山市明輪町1番50号
あいの風とやま鉄道株式会社
代表取締役社長 日吉 敏幸

乙

(別紙)

契 約 内 訳 書

内訳	数量(k g)	譲渡価額	備考
H1 長尺	46,312.00	円	
HS	4,125.84	円	
消費税		円	
合計		円	